

# 第30回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

## 事業報告

新株予約権等の状況

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

株式会社の支配に関する基本方針

剰余金の配当等の決定に関する方針

## 計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

## アクセルマーク株式会社

当社は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.axelmark.co.jp/>）に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

## 1. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
(2022年9月30日現在)  
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

2022年5月26日開催の取締役会決議に基づき発行した第24回新株予約権

付与対象者の区分及び人数	当社従業員 30名
新株予約権の数	854個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 85,400株
新株予約権の行使時の払込金額	1円
新株予約権の行使期間	2024年1月1日～2028年12月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 新株予約権の行使期間	発行価格 378円 資本組入額 189円
新株予約権の行使の条件	(注)

(注) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、2023年9月期から2025年9月期（以下、「判定期間」という。）において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された売上高及び当期純利益の額が次の各号に掲げる水準を満たしている場合に限り、当該各号に掲げる割合（以下、「権利行使可能割合」という。）を限度として、本新株予約権を行使することができる。当期純利益の額の判定においては、本新株予約権にかかる株式報酬費用が発生した場合にはこれを除外して計算する。

(i) 判定期間のいずれかの事業年度における売上高が32億円を超過し、かつ、いずれかの事業年度における当期純利益が1億円を超過した場合

権利行使可能割合 50%

(ii) 判定期間のいずれかの事業年度における売上高が32億円を超過し、かつ、いずれかの事業年度における当期純利益が2億円を超過した場合

権利行使可能割合 100%

なお、上記における売上高及び当期純利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑥ 新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、行使期間中といえども、直ちに新株予約権を行使する権利を喪失する。
  - (i) 禁錮以上の刑に処せられた場合
  - (ii) 甲または甲の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や甲または甲の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇または辞職・辞任した場合
  - (iii) 甲または甲の関係会社の業務命令によらず、もしくは甲または甲の関係会社の書面による承諾を事前に得ず、甲または甲の関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合
  - (iv) 甲または甲の関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合
  - (v) 死亡した場合
  - (vi) 甲または甲の関係会社の承諾を得て、甲所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2022年5月26日開催の取締役会決議に基づき発行した第25回新株予約権

付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名
新株予約権の数	1,000個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 100,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 500円
新株予約権の行使時の払込金額	366円
新株予約権の行使期間	2024年1月1日～2028年12月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 366円 資本組入額 183円
新株予約権の行使の条件	(注)

#### (注) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、2023年9月期から2025年9月期（以下、「判定期間」という。）において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された売上高及び当期純利益の額が次の各号に掲げる水準を満たしている場合に限り、当該各号に掲げる割合（以下、「権利行使可能割合」という。）を限度として、本新株予約権を行使することができる。当期純利益の額の判定においては、本新株予約権にかかる株式報酬費用が発生した場合にはこれを除外して計算する。
- (i) 判定期間のいずれかの事業年度における売上高が32億円を超過し、かつ、いずれかの事業年度における当期純利益が1億円を超過した場合  
権利行使可能割合 50%
- (ii) 判定期間のいずれかの事業年度における売上高が32億円を超過し、かつ、いずれかの事業年度における当期純利益が2億円を超過した場合  
権利行使可能割合 100%
- なお、上記における売上高及び当期純利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- ⑥ 新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合は、行使期間中といえども、直ちに新株予約権を行使する権利を喪失する。
  - (i) 禁錮以上の刑に処せられた場合
  - (ii) 甲または甲の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や甲または甲の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇または辞職・辞任した場合
  - (iii) 甲または甲の関係会社の業務命令によらず、もしくは甲または甲の関係会社の書面による承諾を事前に得ず、甲または甲の関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合
  - (iv) 甲または甲の関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合
  - (v) 死亡した場合
  - (vi) 甲または甲の関係会社の承諾を得て、甲所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

## 2. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,360千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,360千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況や報酬見積りの算定根拠などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等には、監査等委員会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の議案に上程する方針です。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任致します。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### 【1】内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」を以下のとおり定め、内部統制システムを構築しております。

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、役職員に法令・定款・社内規程・行動規範、社会倫理の遵守を徹底させるため、コンプライアンス委員会を組織し、代表取締役が委員長を務める。代表取締役は社内の適任者を選任の上、事務局を組織し、事務局員に適宜指示を行い、コンプライアンスを遵守する風土の醸成を図る。
- ② コンプライアンス事務局は、全社のコンプライアンスプログラムの構築・維持・管理及びコンプライアンスプログラムに関わる役職員への研修・監査を行う。
- ③ 役職員は、職務権限規程、業務分掌規程等、社内諸規程を遵守し適切な職務執行に努める。
- ④ 当社は、社内通報窓口として「アクセルマークグループヘルプデスク」を設置し、法令違反・倫理違反の早期把握を図る。
- ⑤ 内部監査室は、監査等委員会と連動して、常時社内における役職員の業務執行を監査し、法令・定款・社内規程・社会倫理に違反する行為の把握に努める。もし、当該違反行為を発見した場合、速やかに取締役、監査等委員会に報告の上、是正を図るとともに、再発防止策を考案・実施する。
- ⑥ 当社は、企業の社会的責任を認識し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、毅然とした態度で対応し、警察当局・顧問弁護士等と協力・連携を図り一切の関係を遮断する。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役は、法令・定款・社内規程に基づき、職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、保存する。
- ② 取締役は、社内規程に従い、常時、これらの文書等を閲覧することができるものとする。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 経営リスクを管理するため、取締役会は中期経営計画を策定・決議し、当該計画に基づき、毎期首に単年度事業計画及び予算を策定・決議して投下資本配分を決定するとともに、予算の達成状況を常時注視し、業績の進捗状況を厳格に管理する。また、部門を担当する取締役が、さらに予算を部門部署毎に細分化の上、部署管理者に予算管理の意識を教育・指導し、部門の細部に至る管理を実施する。
- ② 法令遵守に関するリスクについては、前述(1)のとおり。
- ③ 情報セキュリティに関するリスクを恒常的に管理するため、既に当社が認証を受けている情報セキュリティマネジメントシステム(※)の継続的改善を行う。そのため、取締役から最高情報セキュリティ責任者(以下「CISO」という)を選任する。

当該CISOは、社内の適任者を選任の上、事務局を組織し、当該事務局員とともに研修・監査を行い情報セキュリティマネジメントシステムの徹底を図る。

※ISO/IEC27001:2013認証

認証登録番号: IS508638

- ④ 財務報告に関するリスクは、財務担当取締役が、法令及び社内規程に基づき重要な会計に関わる事項を特定して取締役会に諮り、意思決定を得て適正な開示を行う。また重要な会計に関わる事項については、適宜監査法人等の社外専門家の監査及び監査等委員会の監査を受け、リスクを管理する。
- ⑤ 危機管理については、発生した危機に応じて代表取締役、若しくは部門を担当する取締役を代表としてプロジェクトチームを組織し、かつ、当該取締役自ら指揮して速やかに対処し、危機の早期収束を図る。
- ⑥ 代表取締役は、役職員に内部監査室の重要性を周知徹底させ、損失の危機を認識した場合には、直ちに内部監査室若しくは監査等委員会に報告するように指導する。
- ⑦ 内部監査室は、厳格に監査を行い、損失の危険を早期に発見するように努め、当該危険を発見した場合は、速やかに取締役会、監査等委員会、該当部署に通知し、危機の早期収束を図る。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会規程に基づき、原則月1回取締役会を開催し、法令又は定款で定められた事項、その他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役相互の職務執行を監督する。
- ② 取締役会において中期経営計画を決議し、当該計画に基礎づけられた単年度事業計画に従い、各取締役が業務を遂行する。
- ③ 取締役の日常の職務執行を効率的に行うため、職務権限規程、業務分掌規程等において職務権限及び責任を明確化し、正確かつ迅速な職務執行を行う。



**(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 当社は、グループ会社の代表者において実施する月次会議において経営状況及び経営指標、その他発生若しくは発生が予想される損失を適切に報告し、重要な意思決定については付議を行う等、グループガバナンスの遵守に努める。
- ② 当社の内部監査室は、子会社のコンプライアンス担当者と定期的に協議の機会を設け、グループ全体のコンプライアンス推進を図る。
- ③ 当社のIR及び広報担当者は、子会社の担当者と定期的に協議の機会を設け、情報の共有を図るとともに、グループガバナンスの向上を図る。
- ④ 子会社の取締役又は監査役を当社から派遣し、子会社の取締役の職務執行の監視・監督又は監査を行う。
- ⑤ 子会社の経営についてはその自主性を尊重しつつ、事業の状況について定期的に報告を受け、かつ、重要事項については事前協議を行う。

**(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

- ① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という）については、監査等委員会の依頼により、取締役との協議により決定する。
- ② 補助使用人は、監査等委員会が要望する事項について内部監査を行い、その結果を当該監査等委員会並びに取締役会に報告する。

**(7) 前記(6)の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会の前記(6)の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 補助使用人は、監査等委員会の補助業務を遂行する限度において、当該監査等委員会の指揮命令に服し、監査等委員以外の取締役の指揮命令が、監査等委員会の補助業務に反し、又は阻害するものである場合には、当該指揮命令に従う義務を負わないものとする。
- ② 補助使用人の人事異動に関しては、予め監査等委員会の同意を必要とする。

**(8) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制**

- ① 当社は、監査等委員会規則を定めて、監査等委員会の監査権限を役職員に明確化する。また、当該権限を監査等委員会が行使する場合は阻害することなく適切に監査に協力する。
- ② 取締役は、以下に定める事項を認識した場合、速やかに監査等委員会に報告しなければならない。
  - ア. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
  - イ. 重大な法令・定款・社内規程違反
  - ウ. その他コンプライアンス上、重要な事実

③ 取締役会は、毎月の経営状況、経営指標を監査等委員会に報告しなければならない。

④ 役職員は、前記②に関する重大な事実を認識した場合、直接監査等委員会に報告することができる。

**(9) 前記(8)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、監査等委員会への報告をした当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

**(10) 当社の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項**

当社は、監査等委員会の職務執行で生ずる費用の前払い又は支出した費用の弁済処理を速やかに行う。

**(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

① 監査等委員会は、必要と認識する場合はいつでも役職員に対してヒアリングを行うことができる。

② 監査等委員会は、前記(8)②に定める事項を認識した場合、自らの判断で弁護士、公認会計士等、社外の専門家と協議することができる。

**【2】業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社の業務の適正を確保するため、社内諸規程を制定し、社内通報窓口として「アクセルマークグループヘルプデスク」を設置しております。また、内部監査室は、監査等委員会と連動して、当社の役職員の業務執行を監査し、その内容を取締役に報告しております。さらに、当社の役職員に対し、定期的にコンプライアンスに関する教育と研修を実施し、当社のコンプライアンス推進を図っております。

当社は、代表取締役社長自らによるモニタリングのほか、監査等委員会、内部監査室による業務監査、監査法人による会計監査を通じて適時に情報共有することで、前記【1】の内部統制システムの運用が適切に行われていることを確認する体制を構築しております。この体制が企業としてのリスクの発現を未然に防止することに貢献しているものと判断しております。

### 【3】反社会的勢力に対する基本方針

#### (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は企業の社会的責任を認識し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、毅然とした態度で対応し、警察当局、顧問弁護士等と協力・連携を図り一切の関係を遮断します。

#### (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

法務担当者を反社会的勢力に対する専任担当者として位置づけ、反社会的勢力排除の体制を構築しております。具体的には、当該担当者を中心に警察、弁護士等との連携を強化、反社会的勢力に係る情報の収集及び報告体制の構築、役職員への研修を実施し、社内において反社会的勢力排除の風土を醸成しております。

#### (3) 外部専門機関との連携状況

緊急時に備え、専任担当者を通じ所轄警察担当者との関係を構築いたします。また、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター等、関係団体との関係も強化して参ります。

### 4. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

### 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、事業拡大のための内部留保の充実を勘案しつつ、業績に応じた安定的な配当を行うことを利益配分に関する基本方針としております。

当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、配当の決定機関を取締役会としております。毎事業年度における配当の回数、期末配当の年1回を基本方針としておりますが、必要に応じた配当回数増加にも柔軟に対応出来るよう、期末配当の他にも基準日を定めて配当を実施する事が出来る旨を定款に定めております。

当期（2022年9月期）の配当につきましては、業績を勘案し、収益基盤の確立に向けた適切な投資を行い、利益体質を構築する必要があると判断したことから、無配とさせて頂きました。

事業展開の状況を勘案し、安定的な収益確保ができたタイミングでの復配の実現を目指してまいります。

# 株主資本等変動計算書

(2021年10月1日から  
2022年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益 準備金	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	492,818	392,818	—	392,818	396	△195,063	△194,667	△25	690,944
事 業 年 度 中 の 変 動 額									
減 資	△442,818		442,818	442,818					—
欠 損 填 補			△194,667	△194,667	△396	195,063	194,667		—
当 期 純 損 失						△100,629	△100,629		△100,629
転換社債型新株予約権付社債の転換	167,178	167,178		167,178					334,356
株主資本以外の項目の当期変動額									
事業年度中の変動額合計	△275,640	167,178	248,151	415,329	△396	94,433	94,037	—	233,726
当 期 末 残 高	217,178	559,996	248,151	808,147	—	△100,629	△100,629	△25	924,670

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△4,547	△4,547	5,473	691,870
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
減 資				—
欠 損 填 補				—
当 期 純 損 失				△100,629
転換社債型新株予約権付社債の転換				334,356
株主資本以外の項目の当期変動額	9,033	9,033	500	9,533
事業年度中の変動額合計	9,033	9,033	500	243,259
当 期 末 残 高	4,485	4,485	5,973	935,130

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数については下記の通りであります。

建 物：8～18年

工具、器具及び備品：4～15年

##### ② 無形固定資産

定額法によっております。なお、ソフトウェアについては、当社の利用可能期間（5年）に基づいております。

#### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案しております。

賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当期期間対応額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

広告事業

広告事業では、インターネット広告媒体（掲載メディア）をネットワーク化の上、広告主に当該ネットワーク内の広告枠を販売するアドネットワークサービス「ADroute」及び他社サービスを用いた広告運用等の代行サービス「トレーディングデスク」を提供しており、広告主との契約に基づいた広告運用、クリエイティブ制作（バナーや動画広告など）やデータ運用を行う履行義務を負っております。

履行義務は、主に広告が広告媒体に表示、もしくは配信された広告がクリックされた時点、制作物を納品した時点でその履行義務が充足されると判断し、同時点で収益を認識しております。

なお、財又はサービスの提供における当社の役割が代理人としての機能を果たす取引においては、広告主から受け取る対価の総額から広告出稿メディア等へ支払う額を差し引いた純額で売上高を認識しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから概ね4カ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

広告事業における当社の役割が代理人としての機能を果たす取引について、従来は広告主から受け取る対価の総額を売上高として認識しておりましたが、広告主から受け取る対価の総額から広告出稿メディア等へ支払う額を差し引いた純額で売上高を認識する方法に変更いたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高が688,530千円、売上原価が688,530千円減少しておりますが、売上総利益以下の各段階利益及び1株当たり情報に与える影響はありません。また、繰越利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、各資産の金額から直接控除していた貸倒引当金の額は、貸借対照表の明瞭性を高めるため、当事業年度より貸倒引当金の額を投資その他の資産に対する控除項目として表示する方法に変更しております。

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「支払手数料」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

## 4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りであります。

### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券	109,280千円
長期貸付金	46,850千円
貸倒引当金	156,130千円
貸倒引当金戻入額	3,150千円
貸倒引当金繰入額	109,280千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

投資有価証券のうち債権としての性質を有するコンバーチブルノート及び長期貸付金については、債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、投資先の財政状態及び経営成績など個別に回収可能性を勘案して、貸倒引当金を計上することとしております。当事業年度において、コンバーチブルノートの回収可能性を検討した結果、貸倒引当金繰入額109,280千円を計上しております。一方、貸付先からの入金額3,150千円を貸倒引当金戻入額として計上しております。

なお、翌事業年度以降に投資先から債権及び貸付金が返済された場合は、翌事業年度以降の計算書類において貸倒引当金戻入額が計上されます。

5. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 39,501千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	9,449,500株	1,122,000株	一株	10,571,500株

(注) 発行済株式数の増加は、転換社債型新株予約権付社債の転換及び新株予約権の行使による新株発行であります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	33株	一株	一株	33株

(3) 配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 5,245,400株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	1,098,249千円
貸倒引当金	47,807千円
賞与引当金	5,003千円
投資有価証券評価損	16,841千円
未払事業税	2,076千円
その他	8,236千円
繰延税金資産小計	1,178,214千円
評価性引当額	△1,178,214千円
繰延税金資産合計	－千円

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については、預金等の安全性の高い金融資産で行い、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については、資金計画に基づき銀行等金融機関からの借入や新株の発行並びに転換社債型新株予約権付社債の発行等により資金を調達することとしております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に従い、取引先毎に期日及び残高管理を行う体制としております。また、投資有価証券のその他有価証券及び長期貸付金は、四半期毎に発行体の財務状況等の把握に努めております。

営業債務である買掛金及び未払金は、その大部分が3ヶ月以内の支払期日であります。当該債務については流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)に晒されておりますが、資金繰計画を作成すること等の方法により管理しております。

転換社債型新株予約権付社債は流動性リスクに晒されておりますが、当社では適時に資金計画を作成・更新することで、想定される必要な手元流動性を維持すること等により、流動性リスクの管理を行っております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
①投資有価証券			
その他有価証券	109,280		
貸倒引当金(※2)	△109,280		
	—	—	—
②長期貸付金	46,850		
貸倒引当金(※2)	△46,850		
	—	—	—
資産計	—	—	—
①転換社債型新株予約 権付社債	378,936	368,180	△10,755
負債計	378,936	368,180	△10,755

(※1)「現金及び預金」については、「現金」は注記を省略しており、「預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2)個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※3)投資事業組外出資金(貸借対照表計上額48,980千円)については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。



## (注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
長期貸付金	5,400	41,450	—	—
合計	5,400	41,450	—	—

## (注2) 転換社債型新株予約権付社債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
転換社債型新株予約権付社債	—	—	—	378,936	—	—
合計	—	—	—	378,936	—	—

## (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品  
該当事項はありません。

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
転換社債型新株予約権付社債	—	368,180	—	368,180
負債計	—	368,180	—	368,180

## (注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

転換社債型新株予約権付社債は、元金の合計額を償還期限までの残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主	ウィズ AIoT エボリューションファンド投資事業有限責任組合	被所有 直接12.73%	出資	新株予約権付社債の転換	178,323	転換社債型 新株予約権付社債	156,032

- (注) 1 新株予約権付社債の転換は、2021年4月28日に発行された第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換であります。
- 2 当社取締役 松村淳氏、飯野智氏が取締役を務め、江尻隆氏が監査役を務め、当社取締役 尾下順治氏、片山龍太郎氏が所属する株式会社ウィズ・パートナーズは、ウィズ AIoT エボリューション ファンド投資事業有限責任組合の無限責任組合員であります。

## 10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		
	広告事業	その他	計
一時点で移転されるサービス	2,653,681	8,709	2,662,390
一定の期間にわたり移転されるサービス	4,813	4,350	9,163
顧客との契約から生じる収益	2,658,495	13,059	2,671,554
外部顧客への売上高	2,658,495	13,059	2,671,554

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額並びに時期に関する情報顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	326,473
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	198,450

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格の記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 87円89銭  |
| (2) 1株当たり当期純損失 | △10円24銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。